

**観光客目線で行田の歴史を紹介
「忍城史跡碑めぐり」が完成しました**

「行田歴史観光研究会」（新井俊夫会長）は、行田市民大学の第1期生で、在学中からの研究を卒業後も継続しているグループです。このほど、同研究会では、これまでの研究の成果をまとめた「忍城史跡碑めぐり」を完成させました。

この本は、市内に53基ある「行田史跡碑」のうち、28基の碑を観光客目線で歩き、その碑の説明やエピソードなどをまとめたものです。また、巻末には史跡碑めぐりのお勧めコースなども掲載されており、楽しみながら行田の歴史に触れることができる内容となっています。



▼この本に関する問い合わせ 行田歴史観光研究会会長新井 090-2547-0471

**古代史連続講座
いにしへの行田を探る
「発掘調査でわかった行田の歴史」**

▼日時 【第1回】 3月15日(土) 【第2回】 3月29日(土) いずれも午後1時30分～3時

▼場所 郷土博物館会議室

▼内容 最新の発掘調査成果の紹介、その成果から考える行田の古代史について

▼講師 文化財保護課職員

▼定員 40人

▼受講料 無料

▼その他 入場自由

▼問い合わせ 同課文化財保護担当 ☎ 553-3581

**建設工事請負契約のトラブル解決を
建設工事紛争審査会がお手伝いします**

マイホームの新築やリフォーム工事、土木・建築・設備の請負工事で、「建物に手抜きや不具合（欠陥）がある」「契約したはずの仕様と異なる」「請負代金の支払いが滞っている」といった悩みを抱えていませんか。

埼玉県建設工事紛争審査会では、公正・中立な立場の委員が当事者双方の言い分を聴き、和解の成立を目指します。ぜひ、お気軽にご相談ください。

▼問い合わせ 同会事務局（埼玉県県土整備政策課内） ☎ 048-8300-5262（月～金曜日の午前9時～11時45分、午後1時～5時）

**聴覚障害者災害時援助用
バンドナを無料配布します**

市では、聴覚障害者が災害時に耳が不

自由なことを周囲に伝え、手助けを受けやすくするための災害時援助用バンドナを3月3日(月)から配布します。

バンドナは、縦横55センチメートルの木綿素材です。また、対角に「耳が聞こえません」「手話ができます」と表示されているため、災害時に周囲の方に聴覚障害者と気付いてもらうことができます。

▼配布場所 福祉課または行田市社会福祉協議会

▼対象 市内在住で、聴覚障害者および耳が聞こえにくい方のうち希望者または行田市手話通訳登録者

▼問い合わせ 同課障害福祉担当（内線 265・266）【FAX】554-6701または同協議会 ☎ 557-5400 【FAX】557-5411

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。

▼申請方法 保険年金課または熊谷年金事務所に申請してください。

※必要な添付書類など、詳しくは申請先まで問い合わせください。

ご注意ください

2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができませんが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

なお、申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

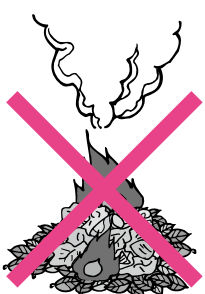
▼問い合わせ 同課国民年金担当（内線 270）

野外焼却は、遠慮ください

「ごみを燃やして臭い」「洗濯物に臭いが付いてしまった」など、野外焼却に関する苦情が市役所に寄せられています。

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除いて禁止されています。火災発生の恐れや有害物質の発生の原因となりますので、家庭ごみは分別して市の収集に出してください。

▼問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎ 556-9530



都市計画法第34条第11号区域(市街化調整区域で住宅などの建築が可能となる区域)の見直しに関する説明会を開催します

都市計画法第34条第11号区域とは、市街化調整区域の中でも、誰でも住宅などを建築することができる区域です。市では、区域を平成15年に指定、平成18年に追加指定し、これに基づき運用を行ってきましたが、旧南河原村との合併や、各地域を取り巻く環境の変化に対応するため、一部の地区で見直しを行います。

「持田・前谷地区」および「荒木地区」については、それぞれ区域の一部を新たに追加します。「南河原地区」については、合併前に指定された区域での取り扱いが旧行田市域と異なることから、一部条件を付加し、取り扱いを統一します。また、現在は都市計画道路予定地の一部に本区域の指定がされていますが、道路の施工時に支障が生じる可能性があることから、都市計画道路の予定地は本区域から除外します。

これらの変更を、土地所有者をはじめとした市民の皆さんに広くお知らせするため、以下のとおり説明会を開催します。各回とも参加は自由です。土地を所有していない方や地区外にお住まいの方でも参加できます。

なお、今回の変更は市街化区域と市街化調整区域の区分(いわゆる線引き)を変更するものではありません。

▶説明会日時・場所・地区など

日時・場所	地区名	地区詳細
3月12日(水)午後7時・ 持田公民館	持田・前谷地区	大字持田の一部(西中学校・壮幸会行田総合病院周辺) 大字前谷の一部(市水道庁舎・ものづくり大学周辺)
3月18日(火)午後7時・ 荒木公民館	荒木地区	大字荒木の一部(武州荒木駅・荒木小学校周辺)
3月19日(水)午後7時・ 南河原公民館	南河原地区	大字南河原、犬塚、中江袋、馬見塚の各一部 (市街化区域を除く)
3月25日(火)午後7時・ 中央公民館第1学習室(「みらい」内)	全地区(全ての変更内容について説明します)	

▶その他 お持ちの土地が今回変更する区域に該当するか、あらかじめ確認したい方は、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 同課計画担当 ☎550-1550

鉄剣マラソン大会開催に伴い市内循環バスを一部運休します

4月6日(日)は、第30回行田市鉄剣マラソン大会が開催されるため、市内循環バス「観光拠点循環コース」の第1便から第3便および「東循環コース」の第1便から第4便を運休します。

また、「南大通り線コース」は停留所の一部が休止となる他、交通規制により運行の遅延が予想されますので、ご理解ご協力をお願いします。

●運休となるコース

【観光拠点循環コース】出発場所：JR行田駅

便名	出発時刻
第1便	午前7時50分
第2便	午前9時5分分
第3便	午前10時40分

【東循環コース】出発場所：行田市バスターミナル

便名	出発時刻
第1便	午前7時
第2便	午前8時15分
第3便	午前9時55分
第4便	午前11時10分

●停留所が休止となるコース

【南大通り線コース】出発場所：工業団地

便名	休止停留所	時刻
上り (JR行田駅行き)	警察署前	午前9時36分

※下り(工業団地行き)は全便通常運行となります。

▶問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-5530 FAX 553-0792

さしあげます

▷学習机(椅子付き) ▷電気グリル ▷こたつ天板(2枚)
▷アウトドアテーブル ▷座椅子 ▷冷気扇 ▷電話台 ▷エレクトーン ▷乗馬運動器具 ▷VHSビデオデッキ ▷自動車タイヤ(13インチ・14インチ) ▷3wayスピーカー ▷サラウンドスピーカー

やぶってください

▷ベビーベッド ▷チャイルドシート ▷電動ポータブルミシン ▷除湿機 ▷トランペット ▷キャビネット(鍵付き)
▷大人用自転車 ▷大人用自転車(折り畳み式) ▷ソファベッド ▷電動彫刻機 ▷洗濯機 ▷大人用自転車(自転車用チャイルドシート付き) ▷ちゃぶ台 ▷小型冷蔵庫 ▷空気清浄機 ▷マッサージチェア ▷リクライニングチェア

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。登録品は無料で登録期間は3カ月です。なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いします。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。